

第1回研究会

居住空間と景観

ドイツ連邦共和国バイエルン州建築家協会登録建築家
水島 信

〈要旨〉

(1) 風景と景観

「美しい風景」と同じように「美しい景観」と表現されることが通常ですが、これは、風景と景観という言葉の概念が明確に区別されずに、同様な意味で理解されていることが一つの原因であると思われます。景観とはドイツ語のLandschaftの訳語とされていますが、内田芳明氏の記述（『風景とは何かー構想力としての都市』朝日選書、1992年、54頁）を参考にすれば、Landscape及びLandschaftは風景という意味が正しいことになります。

ドイツ語のLandschaftの定義は、ドイツ語辞典によれば（Wahrig Deutsche Wörterbuch辞典）、「自然によって型づけられた（刻印された）特質（固有の性質）を伴った地理学的地域」になります。「風景」という言葉は、ドイツ語のLandschaftの「広々とした土地あるいは周辺区域」であり、「自然によって特徴づけられた特徴を伴った地理学的地域」という意味になりますので、「景観」より「風景」の方がLandschaftの訳語としては適するようです。

Landschaftはnatur Landschaft（自然のままの地理学的地域）とkultur Landschaft（耕作された地理学的地域）に区分されます。その手の加え方の程度の差で、自然的地域形態か人工的地域形態かの区分ができます。人工的地域形態の典型は都市です。

以上から、「自然的・風土的な生が風景として現象し、そこに歴史的・文化的人間の生が統合されて景観となる」と考えるのが順当であり、文化の風景こそが景観であって、厳密な意味で文化的生活が展開している都市には風景は存在しないと考えています。そして、都市風景ではなく都市景観というのが適切と考えています。

(2) 景観の定義

街並みは、その場所での人々の生活の積み重ねで形成されますから、快適な空間での生活の積み重ねなら、良好な街並みが形成されるでしょうが、逆であれば住民にとっても好ましくない街並みが出現するでしょう。したがって、景観は「住民生活の文化的様式が具体的な形態として表現された環境のたたずまい」と定義することが可能でしょう。

そうすると、住民の自分達の街の景観に危害を加える行為に対しての異議申し立てを拒否する行為は、そこで培われてきた住民の生活文化が結晶したたたずまいを否定することにほかなりません。住民のその場所に存在するという生活権、つまり基本的人権を否定することですから、主権在民の社会ではあってはならないことです。

(3) 景観利益

日本では、基本的人権を侵害する開発・建設行為に対しての住民の異議申し立てを、経済活動優先の国家指針に適応するような、まことしやかな論旨の根拠づけで退ける司法判定が為されているように感じられます。

「原告不適格」とか「景観利益」という裁判用語には、「町とはお上が造築して民はそこに住まわせてもらっている」という近世以前の国家社会構造のままの考え方が根底にあるのではないのでしょうか。都市または町という共同体の中においては、住民権利の侵害を起こす問題は、直接被害を受けるその住民だけの問題ではなく、社会全体の問題です。一部住民の問題であっても、それが基本的に共同体の全住民の生活権に係ることであり、明日には己の身に降りかかる可能性は大いにありますから、向こう三軒両隣の問題でなくとも、それに関して己の意見を主張する権利を、その共同体の住民は誰でも持っているのが民主主義社会の常識です。したがって、問題が起きている区域内の住民にしか、その問題に関しての意見を主張する権利がないとする「原告不適格」は、共同体の存在を無視する、すなわち民主主義を拒否するものといえます。

景観はそこに生活する住民であっても所有できるものではありませんし、利益を得るための手段として活用できるものでもありません。したがって、その良好に出来あがった環境から利益を得ようとするのは常に他所からの侵入者です。良好な景観が構築される過程に何の参加もしていない人達が、その出来上がった良好な環境を自らの利益に活用するという事は、農村の秋の収穫を馬に乗って横から奪い去ってしまうというような犯罪行為であって、共同体社会では許されない所業です。

その観点からすると「景観利益」という言葉は「(お上が造った) 良好な環境に住まわせてやっているのだから、その利益があるのだ」という、現場を全く把握していない上からの目線での表現であるように受け取られます。民の「当たり前に住む」という当然の権利を認めたくないという傲慢さをそこに垣間見ることができます。権利であればそれを保護する義務が行政には生じますが、利益であれば少しは我慢できるから、放っておいても行政には保護義務は生じないという責任逃れの言葉遣いに感じられます。板橋区常盤台マンション事件について、平成18年9月8日の東京地裁は「景観利益」を法律上保護に値するものと判断しながら、「この景観利益の内容は、景観の性質、態様等によって異なり得るものであるし、社会の変化に伴って変化する可能性のあるものでもあるところ、現時点においては、私法上の権利といい得るような明確な実体を有するものとは認められず、景観利益を超えて『景観権』という権利性を有するものを認めることは出来ない」としましたが、この判決文を読めばそれが明らかになります。

国立景観事件控訴審判決（東京高判平成16年10月27日判時1877号40頁）は「景観は、当該地域の自然、歴史、文化、人々の生活等と密接な関係があり、景観の良否についての判断は、個々人によって異なり優れて主観的で多様性のあるものであり、これを裁判所が判断することは必ずしも適当とは思わない」としました。ここでの大きな問題は、この判決には景観がどのように形成されるのかの基本が全く理解されていないということです。

まさしく多様で優れて主観的趣向を持つ住民が、まさしく自分の生活する地域の自然、歴史、文化、人々の生活等と密接な関係があるということ認識して、それぞれの異なる価値観を共同体の枠組みの中で共有できる価値観に替えて、その価値観の下で住民が自分たちの生活環境

を整えたから景観が形成されたのだ、という基本的事実が全く考慮されていません。

最近ドイツで、長い間の日常的な精神的圧迫が、晩年の認知症やアルツハイマー病の原因になるという研究結果が発表されました。桐朋学園の校庭に覆い被さるような建物の異様な形状は、この精神的圧迫感を惹き起こすもの以外の何ものでもありません。

(4) 景観計画

住民の意向を却下した判決には一様に、具体的な景観の保護すべき規定と範囲が明確でないという逃げ口上が目立ちます。住民たちの街を自分たちの生活空間とするための政策と造形規定を含んだ街づくり指針を住民総意の下で作成するというのは行政の義務であり任務です。裁判所の根拠は行政の職務怠慢が原因であるのに、その結果の悪影響を住民に強いている、辻褃の合わない判決です。主権在民という民主主義の基本を理解すれば、住民の申し出を無視するのではなく、行政の怠慢を裁断すべきことこそが司法の本来の在り方ではないのでしょうか。

常盤台訴訟の裁判所の判断の根拠には、「地区計画案」を提示し行政が土地利用の制限を定めようとしたけれども住民の反発で断念された経緯があるから、マンション建設に関しての高さ制限、つまり土地利用の制限に関しての住民の要求には矛盾があり、要求の正当な根拠にはなりえないという考えが伺われます。つまり、大型共同住宅建設がこの区域で可能なのは「オープン・ゴール：自業自得」ではないのか、というのが地裁の論旨であると理解できます。

この論旨に対応するには、具体的な街の景観に関しての規制を設けることが有効でしょう。指針・方針を決める権利は住民にあります。規制づくりを行う作業の任務は行政にあります。具体的な制限を設けると一部住民より反発を受けるが、それがないと周辺の大規模開発の防御が出来ない、という自己矛盾をどう処理するかが鍵となります。加えて、建設の可能性によって不動産価値が上がるという既成の価値観を変えること、さまざまな価値観を持った住民の合意を得る手法等のことも考えなくてはなりません。一つの方法は、合意まで徹底的に議論を尽くして、地区計画手法を規範とした景観計画図を作成することです。この場合、議論が滞らずに進行するには質の高い街区デザインが最低限必要です。これはドイツ手法ですが、ドイツの建築家の立場で我田引水に申せば、日本の枠組みを破るための一つの選択肢です。

景観計画は、地区計画と同様な期待感で作成され、同様な内容を持っていますので、それ故に同様な運命をたどるのではないかという懸念があります。そうさせないために、現在の景観計画説明書あるいは図版ではなく、例えば千分の一といった縮尺を持った景観計画図作成の一手法の説明を秋に試みたいと考えています。